

岩手県医療局管理規程第16号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年10月5日

岩手県医療局長 田村均次

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第17号及び第24号に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 職員の年次休暇（<u>当該年次休暇により引き続き7日を超えて勤務しないこととなるものを除く。</u>）に関する事</p> <p>(5)～(26) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(薬剤部長等の専決事項)</p> <p>第12条 薬剤部長及び看護部長並びに特定病院、久慈病院及び南光病院の薬剤科長、診療放射線技師長、臨床検査技師長及び総看護師長（以下「薬剤部長等」という。）が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の年次休暇（<u>当該年次休暇により引き続き7日を超えて勤務しないこととなるものを除く。</u>）に関する事</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第26項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第17号及び第24号に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 職員の年次休暇及び夏季休暇（<u>医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）第34条第22号の特別休暇をいう。以下同じ。</u>）（<u>これらにより引き続き7日を超えて勤務しないこととなるものを除く。第12条第2号において同じ。</u>）に関する事</p> <p>(5)～(26) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(薬剤部長等の専決事項)</p> <p>第12条 薬剤部長及び看護部長並びに特定病院、久慈病院及び南光病院の薬剤科長、診療放射線技師長、臨床検査技師長及び総看護師長（以下「薬剤部長等」という。）が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職員の年次休暇及び夏季休暇に関する事</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成22年10月5日から施行する。